



由比港桜えびオブジェ  
写真提供:静岡県観光協会

## 業務改善助成金の拡充について

工事を発注される予定のみなさまへ。アスベストの「事前調査」が必要です！

「特別遺族給付金」に関するお知らせ

令和5年3月高校・大学卒業予定者の就職内定状況（令和4年11月末現在）

「キャリアアップ助成金」が使いやすくなりました！

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険給付

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

【WEB申込受付中】「派遣先セミナー【基礎編】」をオンラインで開催（令和5年2月）

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年12月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和4年11月）

## 業務改善助成金の拡充について



### 中小企業事業主の皆様へ

令和4年12月12日付けで業務改善助成金「通常コース」を拡充、申請期限の延長がされました。

#### 【拡充の概要】

- ・事業場規模30人未満の事業者に対する助成上限額の引き上げ
- ・特例事業者の助成対象経費の拡充
- ・「事業場規模100人以下」の要件を廃止
- ・申請期限を令和5年3月31日まで延長

※既に「通常コース」の交付決定済みであっても事業完了前の場合は、事業計画変更申請書の提出等により今般の拡充策後の制度適用を受けられる場合もありますのでお問合せください。

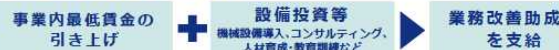
詳細は <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/gyoukaikin2022.html>

最低賃金特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/> お問い合わせ先：雇用環境・均等室 054-254-6320

### 業務改善助成金（通常コース）のご案内 「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
（事業完了期限：令和5年3月31日）

業務改善助成金（通常コース）とは

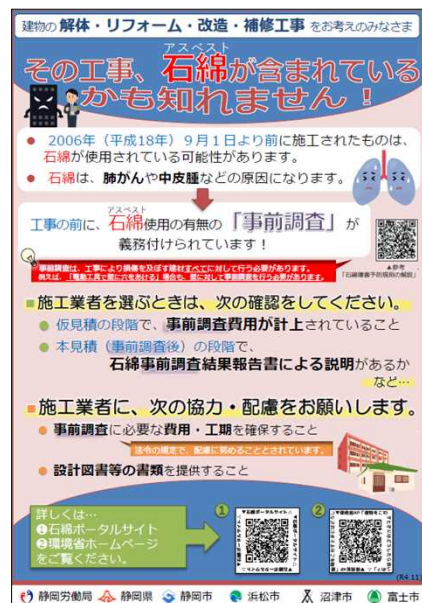


中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

#### 改定のポイント

|               |                               |   |
|---------------|-------------------------------|---|
| 1. 助成上限額の引き上げ | 事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ | A |
| 2. 助成対象経費の拡大  | 特例事業者の助成対象経費を拡充               | B |
| 3. 対象事業場の拡大   | 助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止      |   |
| 4. 申請期限の延長    | 申請期限を令和5年3月31日まで延長            |   |

## 工事を発注される予定のみなさまへ。アスベストの「事前調査」が必要です！



2006年（平成18年）9月1日より前に施工された建築物などは、**石綿が使用されている**可能性があります。そのため、建築物の工事（新築工事除く）を行う場合、「**石綿の有無の事前調査**」を行わなくてはなりません。

新しい建物だとしても、**2006年9月1日以降に施工されたことを書類などで確認**する必要があります。

この「事前調査」について説明したリーフレットと、周知に使用できるポスターを、静岡労働局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、の連名で作成しましたので、**これから工事を予定している方や工事施工業者の担当者の方は、ダウンロードしてご活用ください。**



◀リーフレットの  
ダウンロードはこちら  
（静岡労働局HP）



その他、アスベストについてご  
不明な点については…  
◀「石綿総合情報ポータル  
サイト」をご覧ください。

# 「特別遺族給付金」に関するお知らせ

## 石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ 「特別遺族給付金」に関する大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律」  
（以下「改正石綿救済法」といいます）が、令和4年6月17日に施行されました。  
この改正により、以下の2点が変更になりましたのでご注意ください。

|   |                  |                                              |
|---|------------------|----------------------------------------------|
| ① | 特別遺族給付金の<br>請求制限 | 令和14年3月27日まで<br>延長されました。                     |
| ② | 特別遺族給付金の<br>支給対象 | 令和8年3月26日までに<br>亡くなった労働者のご遺族の方<br>へと拡大されました。 |

（注）労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限ります。

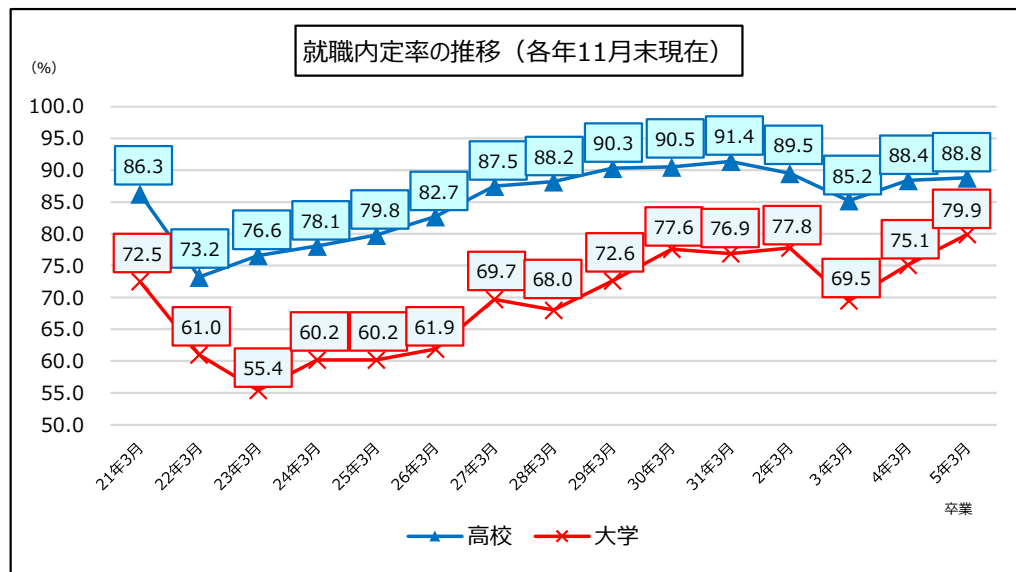
お問い合わせ先 労働基準部労災補償課 054-254-6369

- 特別遺族給付金の請求手続きなどについては、静岡労働局または各労働基準監督署までご相談ください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構までお問い合わせください。  
（フリーダイヤル 0120-389-931）

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト（石綿）」へお進みください。

## 令和5年3月高校・大学卒業予定者の就職内定状況（令和4年11月末現在）



高校生の内定率は88.8%  
大学生の内定率は79.9%

静岡労働局は、令和5年3月に高校、大学を卒業する学生の就職内定状況について、令和4年11月末現在の状況を取りまとめました。

県内高校生の就職内定率は88.8%で前年同期と比べ0.4ポイント上昇しました。

また、県内大学生の就職内定率は79.9%で前年同期と比べ4.8ポイント上昇しました。

### 〈未内定者に対する就職支援について〉

静岡労働局では、新卒応援ハローワークを中心とした個別支援の徹底により、引き続き令和5年3月卒の未内定者に対する就職支援に取り組んでまいります。

## 「キャリアアップ助成金」が使いやすくなりました！

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

各コースで助成金の金額が拡充されるなど、12月以降に変更を行っています。

詳細はこちらをご覧ください

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

令和4年12月12日からキャリアアップ助成金の窓口を  
「静岡労働局助成金センター」へ変更しました。



【電話番号】054-653-6116 ※お問合せの際は、助成金の名称をお伝えください



# 改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



**STOP!**  
**長時間の荷待ち**

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

**荷物の受け取り先**



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

**中小企業**

いえいえ。荷主というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模など関係ありません。**皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとても大切です。

発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請と、その改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。

- 労働基準監督署から発着荷主等に対して要請します
- 長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます
- 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

お問い合わせ先：労働基準部監督課 054-254-6352

## 業務によって新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険給付

### 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ 業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

#### 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明な場合でも、**感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
  - ※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A（項目「5 労災補償」）をご覧ください → <http://www.mhlw.go.jp>

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、労災保険給付を受けられます。また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは静岡労働局及び各労働基準監督署にご相談ください。

## 「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

### 計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する 「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！



休暇をとって、いつもと違う冬を  
探しに行こう。

新しい働き方・休み方を  
実践するために  
**年次有給休暇**を  
上手に活用しましょう

Refresh/  
もともとから  
**働き方  
休み方**

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度の導入や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。



働き方・休み方改善  
ポータルサイト



年休取得促進  
特設サイト

#### 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

# 【WEB申込受付中】～派遣社員を適正に受け入れるために～ 「派遣先セミナー【基礎編】」をオンラインで開催（令和5年2月）

本セミナーでは、派遣の期間制限など、人材派遣を活用するにあたり、派遣先の立場で最低限押さえるべき労働者派遣制度の基礎知識を網羅するとともに、就業開始後の注意点から令和2年改正派遣法（同一労働同一賃金）のポイントまで、わかりやすく説明します。

【日 時】 2月10日（金） ①10:00～11:30 ②14:00～15:30 \*  
\*①②とも同じ説明内容 \*開始時刻30分前より入室可能

【定 員】 定員：毎回300名様（先着順）

【申込期限】 申込者が定員となり次第、申込受付を終了とさせていただきます

【申込方法】 下記URLよりアクセスいただき、専用ホームページからお申し込みください

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudousha\\_haken/hakensakionlineseminar\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/hakensakionlineseminar_00001.html)

▶ お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部需給調整事業課 電話：054-271-9980

## 労働災害発生状況（令和4年12月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



## 静岡県有効求人倍率（令和4年11月）

